

農業振興地域制度に係る税制上の優遇措置について（昭和45年11月9日・45農政第5207号農林省農政局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 所得税 1・2（略）</p> <p>3 農用区域内の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (1) 個人が、その有する土地等を法第23条に規定する勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合には、措置法第37条、<u>第37条の4又は第37条の9</u>の規定の適用を受ける場合を除き、800万円の特別控除が認められる（措置法第34条の3第1項、第2項第1号）。 (2)・(3)（略） (4) (2)のあっせんをする農業委員会は、あっせん台帳を作成し、土地等の売買、貸借又は交換についてあっせんをしたときは、これを記載するものとし、あっせん台帳には、次の事項を記載するものとする。 ア～オ（略） カ 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可年月日又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の農用地利用集積計画公告年月日 (5)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第2 法人税 1（略）</p> <p>2 農用区域の土地等を譲渡した場合の特別控除 (1) 農地所有適格法人が、その有する土地等を法第23条に規定する勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合には、措置法第65条の7から第65条の9まで、<u>第66条又は第66条の2</u>の規</p>	<p>第1 所得税 1・2（略）</p> <p>3 農用区域内の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (1) 個人が、その有する土地等を法第23条に規定する勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合には、措置法第37条、<u>第37条の4、第37条の7又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受ける場合を除き、800万円の特別控除が認められる（措置法第34条の3第1項、第2項第1号）。 (2)・(3)（略） (4) (2)のあっせんをする農業委員会は、あっせん台帳を作成し、土地等の売買、貸借又は交換についてあっせんをしたときは、これを記載するものとし、あっせん台帳には、次の事項を記載するものとする。 ア～オ（略） カ 農地法第3条の許可年月日又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の農用地利用集積計画公告年月日 (5)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第2 法人税 1（略）</p> <p>2 農用区域の土地等を譲渡した場合の特別控除 (1) 農地所有適格法人が、その有する土地等を法第23条に規定する勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合には、措置法第65条の7から第65条の9まで<u>又は第65条の11から第66条の</u></p>

定の適用を受ける場合を除き、当該譲渡により取得した対価の額又は資産の価額が当該譲渡をした土地等の帳簿価額と譲渡に要した経費の合計額を超える場合のその超える部分の金額と800万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できる（措置法第65条の5第1項、第68条の76第1項）。

(2) (略)

3 (略)

第3 (略)

第4 贈与税、相続税及び生前一括贈与に係る不動産取得税

1 農用区域内の農用地開発予定地に対する贈与税の納税猶予制度の適用

農業を営む個人が、その農業の用に供している農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。以下同じ。）の全部及び採草放牧地のうちその面積の合計の3分の2以上の面積のものとともに、準農地（農用区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で農業振興地域整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したもの。以下1及び3において同じ。）のうちその面積の合計の3分の2以上のものをその贈与者の推定相続人で一定の要件を備える者のうちの一人の者に贈与した場合には、当該準農地も、贈与税の納税猶予制度の対象となる（措置法第70条の4第1項、措置令第40条の6第3項、措置規則第23条の7第1項）。

2・3 (略)

別記様式 (略)

2までの規定の適用を受ける場合を除き、当該譲渡により取得した対価の額又は資産の価額が当該譲渡をした土地等の帳簿価額と譲渡に要した経費の合計額を超える場合のその超える部分の金額と800万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できる（措置法第65条の5第1項、第68条の76第1項）。

(2) (略)

3 (略)

第3 (略)

第4 贈与税、相続税及び生前一括贈与に係る不動産取得税

1 農用区域内の農用地開発予定地に対する贈与税の納税猶予制度の適用

農業を営む個人が、その農業の用に供している農地の全部及び採草放牧地のうちその面積の合計の3分の2以上の面積のものとともに、準農地（農用区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で農業振興地域整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したもの。以下1及び3において同じ。）のうちその面積の合計の3分の2以上のものをその贈与者の推定相続人で一定の要件を備える者のうちの一人の者に贈与した場合には、当該準農地も、贈与税の納税猶予制度の対象となる（措置法第70条の4第1項、措置令第40条の6第3項、措置規則第23条の7第1項）。

2・3 (略)

別記様式 (略)

附 則

この通知は、平成31年3月29日から施行する。